

引火性溶剤を用いるドライクリーニング業を営む工場の実態調査に  
関する建築士のサポート体制構築の協力依頼について

国土交通省から平成22年9月10日付けで各都道府県建築行政主務部長あて「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」の通知が行われました。国土交通省においては、「建築行政のマネジメントの高度化を行う者に対する補助事業」において、違反の判明した零細な引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に対する実態調査等の実施に係る事業を行う者を公募し、一般社団法人 新・建築士制度普及協会に決定されました。

当事業の補助事業者は、一般社団法人 新・建築士制度普及協会ですが、その補助事業者は各都道府県建築士会に委託し実施するとなっています。そこで、建築士会としては下記の募集要項のとおり担当する建築士を選任しなければならないため、募集期間が短いのですが、応募していただきますようお願いいたします。

記

< 募集要項 >

1 担当建築士の選任

- (1) 要件 (社)奈良県建築士会の会員であること。
- (2) 資格 1級建築士又は2級建築士でCPD制度登録者
- (3) 人数 5名程度
- (4) 事務所登録 事務所登録している建築士事務所に所属する建築士  
(オーナーでない場合は、オーナーの承認を得ること。)

2 記載事項

- (1) 住所・氏名・電話番号
- (2) 支部名
- (3) 事務所住所・電話番号
- (4) メールアドレス

3 申し込み期限 平成22年12月24日(金)

国交省ホームページ 報道・広報 報道発表資料 9月 9月10日 ドライクリーニング工場に係る.....